

# 西区地域活動支援コーナー運用要綱

## 1. 設置趣旨

西区民と西区による協働と参画のまちづくりを推進し、西区民の地域活動を支援することを目的として、西区地域活動支援コーナーを西区役所内に設置する。

(1) 西区地域活動支援コーナーで提供する主なサービスは、次のとおりとする。

- ① ミーティングスペース(テーブル席(大))の利用
- ② コミュニケーションスペース(テーブル席(小)、ソファ席)の利用
- ③ 印刷機の使用
- ④ 地域団体用ロッカーの貸出

## 2. 利用団体の定義及び利用の制限

### (1) 利用団体等

原則、主として西区民で構成され、西区内で協働と参画のまちづくりを推進する地域活動団体及び協働と参画のまちづくりに関心を持ち自ら実践しようとする個人(以下「団体等」という。)に西区地域活動支援コーナーの利用を認める。

### (2) 利用の制限

西区地域活動支援コーナーは、以下の目的・用途に使用することはできない。

本要綱に違反する行為や不適切な利用があった場合、西区長は当該団体の利用団体登録を取り消す(「3. (2) 団体登録の取り消し」のとおり)ほか、以降の団体登録を認めず、西区地域活動支援コーナーの利用を禁止することができる。

- ① 個人的な専用利用
- ② 営利目的の利用
- ③ 宗教活動又は政治活動のための利用
- ④ 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤ 飲食を主目的とする利用
- ⑥ 危険物、発火物の持ち込み
- ⑦ 区役所の業務の妨げとなる行為
- ⑧ 第三者に迷惑や不快感を与える又はその恐れのある行為
- ⑨ その他区長が不相当と認める利用

## 3. 利用団体登録について

### (1) 利用団体登録

西区地域活動支援コーナーの利用を希望する団体は、事前に団体登録を行わなければならない。団体登録の申請は、西区地域活動支援コーナー団体登録申請書(様式1号)に必要事項を記入し、西区まちづくり課に提出するものとする。

## (2) 団体登録の取り消し

西区長は、登録団体が以下のいずれかに該当する場合、団体登録の取り消し、その他必要な措置を命じることができる。なお、その他管理運営上やむを得ない必要が生じた場合も、同様とする。

- ① 登録団体から団体登録の取り消しの申し出があったとき
- ② 本要綱に違反したとき
- ③ 団体登録申請書記載事項に虚偽があった場合やその他不正な手段により団体登録の申請又は西区地域活動支援コーナーの利用をしたとき
- ④ その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき

## 4. ミーティングスペース(テーブル席(大))の利用手順

- (1) 団体等の利用希望者は、「ミーティングスペース予約票」に必要事項を記入し、利用予約をする。利用予約は、利用日の前月1日から受付を行う。
- (2) 当日は、西区まちづくり課において受付を行い、「地域活動支援コーナー受付簿」に必要事項を記入してから利用する。
- (3) 事前予約のない場合、当日空き状況に応じて、利用を認める。利用時は「地域活動支援コーナー利用簿」に必要事項を記入し利用する。
- (4) 利用人数は原則として一団体一利用当り10名を上限とする。

## 5. コミュニケーションスペース(テーブル席(小)、ソファ席)の利用手順

- (1) 団体等の利用希望者は、当日、西区まちづくり課にて受付をし、空き状況に応じて利用を行う。
- (2) 利用時は、「地域活動支援コーナー利用簿」に必要事項を記入する。

## 6. 印刷機の利用手順

- (1) 利用団体は、利用前に「印刷機使用簿」「地域活動支援コーナー利用簿」に必要事項を記入する。
- (2) 利用が重複する場合は、先着順とする。
- (3) 用紙は各自持ち込みとし、原則として1回の利用は30枚以上とする。

## 7. 地域団体用ロッカーの貸出手順

- (1) 貸出期間は原則4月1日～翌年3月31日とする。
- (2) 「3. (1) 利用団体登録」を行った団体で、利用希望者は「地域団体用ロッカー利用申込書」(様式2号)に必要事項を記入し、貸出期間前の3月1日～3月10日の間に西区まちづくり課へ提出する。
- (3) 利用申込が重複する場合は抽選とする。ただし貸出数を下回った場合は先着順とする。
- (4) 利用団体は、ロッカーの利用について、西区役所と賃貸借契約を締結し、契約書において定められた方法で、賃料を支払う。
- (5) 空きがある場合のみ年度途中の申し込みを受け付ける。毎月15日までに受付を行ったものについては、翌月1日から当該年度末までを契約期間とする。また15日以降に受付を行ったものについては、翌々月1日から当該年度末までを契約期間とする。

## 8. 利用時間

西区地域活動支援コーナーの利用可能時間は平日(開庁日のみ)の9時から17時まで(12時から13時の間を除く)とする。ミーティングスペース、コミュニケーションスペースの最大利用時間は原則2時間とし、2時間を超える利用については、他に利用希望者がいない場合のみ認める。ただし、次の利用希望者が現れた場合は速やかに退去すること。

## 9. その他利用上の注意

- (1) 利用後は後片付けや机上の清掃を行うこと。ごみは利用者が持ち帰ること。
- (2) 器物等を破損した場合、原因者の負担で修繕等を求めることがある。
- (3) 申込者と使用者は同一の登録団体に属するものに限る。
- (4) 西区は、地域活動支援コーナーの管理上必要があると認めるときは、利用スペース内に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。
- (5) 利用中に発生した事故、トラブル、盗難等により生じた損害等について、西区はその一切の責任を負わない。
- (6) 西区は必要がある場合、本要綱の規定に関わらず西区地域活動支援コーナーを使用することができる。

附則(令和4年2月14日制定)

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。